

六 比較給与等支給額 適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額に、当該給与等の支給額に当該適用年の基準雇用者割合を乗じて計算した金額の百分の三十に相当する金額を加算した金額をいう。

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる基準雇用者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した金額に限るものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する個人が適用事業を同項の規定の適用を受けようとする年の前年に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における当該前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税

額の計算) 及び租税特別措置法第十条の五第一項(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除)」とする。

第十条の六第一項第六号を削り、同項第七号中「前条第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項に次の一号を加える。

七 前条第一項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「第十条の四第四項又は前条第四項」を「又は第十条の四第四項」に改め、同条第三項中「第十条の四第五項若しくは前条第五項」を「若しくは第十条の四第五項」に改め、同条第四項中「する年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる所得税額超過額、」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第十一条第一項の表の第一号中「百分の十四」を「百分の八」に改め、同表の第二号中「もの及び」を「もの(船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に該当しないものを除く。)

及び」に改める。

第十一条の二及び第十一条の三を削る。

第十一条の四第一項中「平成二十三年三月三十日までの間」を「平成二十五年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の四第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一条第三項」を「前条第三項」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の五の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「規定は、」の下に「第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は」を加え、「第十一条の五第一項本

文」を「第十一条の三第一項本文又は第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に、「計算上」を「計算上、」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（同法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、

又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の五を第十一条の三とする。

第十二条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「減価償却資産」の下に「（以下この条において「医療用機器等」という。）」を加え、「もの（以下この条において「医療用機器等」という。）」を「もの」に改め、同項第一号中「及び第三号」を削り、「百分の十四」を「百分の十二」に改め、同項第二号中「百分の二十」を「百分の十六」に改め、同項第三号を削

る。

第十二条の三を削る。

第十三条の見出しを「（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「その障害者雇用割合が百分の五十（当該個人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす場合」に改め、「廃止した日」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同項に次の各号を加える。

- 一 障害者雇用割合が百分の五十以上であること。
- 二 雇用障害者数が二十人以上であつて、障害者雇用割合が百分の二十五以上であること。
- 三 次に掲げる要件の全てを満たしていること。
  - イ 基準雇用障害者数が二十人以上であつて、重度障害者割合が百分の五十以上であること。

口 その年の十二月三十一日における雇用障害者数が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十年法律第二百二十三号）第四十三条第一項に規定する法定雇用障害者数以上であることにつき政令

で定めるところにより証明がされたものであること。

第十三条第三項及び第四項を削り、同条第五項第二号中「（昭和二十五年法律第二百二十三号）」を削り、「重度身体障害者、」を「重度身体障害者（第五号において「重度身体障害者」という。）」に、「重度知的障害者、」を「重度知的障害者（第五号において「重度知的障害者」という。）」に改め、「又は知的障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」という。）」を、「精神障害者である短時間労働者」の下に「（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を加え、同項に次の二号を加える。

四 基準雇用障害者数 その年の十二月三十一日において常時雇用する障害者、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者の数を基礎として政令で定めるところにより計算した数をいう。

五 重度障害者割合 その年の十二月三十一日における基準雇用障害者数に対する重度身体障害者、重度知的障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定に

より精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の数を合計した数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第十三条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項から第三項までの規定又は第四項において準用する第十二条第二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十三条の二第一項中「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十三条の三の次に次の一条を加える。

(次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却)

第十三条の四 青色申告書を提出する個人が、平成二十四年から平成二十六年までの各年（以下この項において「指定期間」という。）において、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策に係る同法第十三条に規定する基準に適合するものである旨の認定（当該個人が指定期間内において最初に受けるものに限る。以下この項において「基準適合認定」とい

う。）を受けた場合には、当該基準適合認定を受けた日の属する年（以下この項において「適用年」という。）の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日。以下この項において同じ。）において当該個人の有する建物及びその附屬設備で事業の用に供されているもの（当該個人の当該基準適合認定に係る同法第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画の同条第二項第一号に規定する計画期間開始の日から当該適用年の十二月三十一日までの期間内において取得したもので建設の後事業の用に供されたことのないもの又は当該期間内に新築をし、若しくは増築若しくは改築（以下この項において「増改築」という。）をしたもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除き、増改築をしたものにあつては当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）に限る。以下この項及び次項において「特定建物等」という。）の償却費としてその年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の三十二に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額

とする。ただし、当該特定建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十三条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける特定建物等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の」とあるのは「第十三条の四第一項の」と、「その合計償却限度額」とあるのは「同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と、「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する第十三条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の見出しを「(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却)」に改め、同条第一項中「平成二十三年三月三十日」を「平成二十五年三月三十日」に、「第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅」を「第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅」に、「高齢者向け優良賃貸住宅」を

「「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」」に、「又は高齢者向け優良賃貸住宅」を「又はサービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「当該高齢者向け優良賃貸住宅を」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅を」に改め、「（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）」を削り、「当該高齢者向け優良賃貸住宅」を「当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に、「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の百二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「高齢者向け優良賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」に改める。

第十四条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「又は第三号」を削り、同条第二項中「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十五条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五」を「第十条の四」に改める。

第二十条の二の前の見出し及び同条を削る。

第二十条の三第五項中「第二十条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第二十条第六項」を「前条第六項」に改め、同条を第二十条の二とし、同条に見出しつして「（特定災害防止準備金）」を付する。

第二十条の四の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる固定資産（非居住者の事業の用に供する第一号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。）について行う修繕（次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。）」を「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第五条第一項第一号の規定による定期検査（以下この項において「定期検査」という。）を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。以下この条において「特定船舶」という。）について行う定期検査を受けるための修繕（）に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に改め、同項各号を削り、同条第二項第一号中「固定資産」を「特定船舶」に改め、同項第二号中「その事業の用に供する同項第一号に掲げ

る船舶（以下この号において「特定船舶」という。）」を「同項の特定船舶」に改め、同項第三号中「又は築造」を削り、「固定資産」を「特定船舶」に、「他の資産」を「他の船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第四項及び第五項第一号から第三号までの規定中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条を第二十条の三とする。

第二十二条第一項中「鉱業法」の下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加える。

第二十四条の二第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改める。

第二十五条第一項中「平成二十三年」を「平成二十六年」に、「すべて」を「全て」に改め、「（その売却した肉用牛が）の下に「財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万円未満とし、」を加え、「五十万円未満」を「五十万円未満とする。」に、「二千頭」を「千五百頭」に改め、同条第二項中「二千頭を超える場合の」を「千五百頭を超える場合の」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一

号中「二千頭」を「千五百頭」に改める。

第二十五条の二第五項後段を削る。

第二十六条第二項第三号中「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を削り、「又は」を「（平成十年法律第一百四十四号）又は」に改める。

第二十八条の三第一項中「減価補てん金」を「減価補壇金」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第五項及び第六項中「添附」を「添付」に改め、同条第八項中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改め、同条第十二項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十八条の四第五項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しつとして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第一項中「」第二百八十条ノ十九第二項又は」を「」第二百八十条ノ十九第二項若しくは」に、「又は平成十三年旧商法」を「」若しくは平成十三年旧商法」に、「株式会社又は」を「株式会社若しくは」に、「執行役又は使用人で」を「執行

役若しくは使用人で」に改め、「他の特定新株予約権等」の下に「並びに次条第一項に規定する特定外国新株予約権（次項第二号において「特定外国新株予約権」という。）」を加え、「との合計額」を「の合計額」に改め、同条第二項第二号中「他の特定新株予約権等」の下に「又は特定外国新株予約権」を加え、同条第五項中「第七項及び第九項」を「以下この条」に改め、同条第六項中「次項及び第九項」を「以下この条」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

第二十九条の二第十項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第十一項中「第九項」を「第八項及び第九項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同条に次の二項を加える。

- 12 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に対し第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

- 13 第十一項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の四及び第二十九条の五を削り、第二十九条の三を第二十九条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

#### 第二十九条の五 削除

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

第二十九条の三 会社法に相当する外国の法令の規定に基づく株主総会の決議、取締役会の承認その他これらに類するもの（以下この項において「決議等」という。）により新株予約権（当該決議等に基づき金銭の払込みをさせないで発行されたものに限る。）を与える者とされた当該決議等（以下この項において「付与決議等」という。）のあつた特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別

措置法（平成二十三年法律第 号）第十一條第二項に規定する外国法人で株式会社と同種類のもの（同法の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間に同法第四条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けたものに限る。以下この項及び第三項において「特定外国株式会社」という。）が設立した同法第十一條第二項の認定研究開発事業者若しくは認定統括事業者（以下この条において「認定事業会社」という。）の取締役、執行役若しくは使用人である個人（大口株主（当該付与決議等のあつた日において当該特定外国株式会社の政令で定める数の株式を有していた個人をいう。以下この項において同じ。）及び大口株主の特別関係者（当該付与決議等のあつた日において当該特定外国株式会社の大口株主に該当する者の配偶者その他の当該大口株主に該当する者と政令で定める特別の関係があつた個人をいう。）を除く。以下この条において「取締役等」という。）又は当該取締役等の相続人で政令で定めるもの（以下この条において「権利承継相続人」という。）が、当該付与決議等に基づき当該特定外国株式会社と当該取締役等との間に締結された契約（当該特定外国株式会社が同法第四条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起算して三年を経過する日までに締結されたもの（第六号に掲げる要件を満たすために同日までに当該契約の変更がされたものを含む。）に限る。）により

与えられた当該新株予約権（当該新株予約権に係る契約（以下この条において「付与契約」という。）において、次に掲げる要件が定められているものに限る。以下この条において「特定外国新株予約権」という。）を当該付与契約に従つて行使することにより当該特定外国新株予約権に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。ただし、当該取締役等又は権利承継相続人（以下この項及び次項において「権利者」という。）が、当該特定外国新株予約権の行使をすることにより、その年における当該行使に係る株式の払込金額（当該行使に際し払い込むべき額をいう。第二号及び第三号において「権利行使価額」という。）と当該権利者がその年において既にした当該特定外国新株予約権及び他の特定外国新株予約権並びに前条第一項に規定する特定新株予約権等の行使に係る同項に規定する権利行使価額の合計額が、千二百万円を超えることとなる場合には、当該千二百万円を超えることとなる特定外国新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益については、この限りでない。

一 当該新株予約権の行使は、当該新株予約権に係る付与決議等の日後二年を経過した日から当該付与決議等の日後十年を経過する日までの間に行わなければならないこと。

二 当該新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額が、千二百万円を超えないこと。

三 当該新株予約権の行使に係る一株当たりの権利行使価額は、当該新株予約権に係る付与契約を締結した株式会社の株式の当該付与契約の締結の時における一株当たりの価額に相当する金額以上であること。

四 当該新株予約権については、譲渡をしてはならないこととされていること。

五 当該新株予約権の行使に係る株式の交付（新株の発行又は株式の移転若しくは譲渡を含む。）が当該交付のために付与決議等がされた会社法に相当する外国の法令の規定に定める付与決議等に関する事項に反しないで行われるものであること。

六 当該権利者は、当該新株予約権の行使をした日から当該新株予約権の行使により取得した株式として政令で定める株式の全てを有しないこととなる日までの間において、当該権利者がその年中にした当該株式と同一銘柄の株式の取得又は譲渡に関する状況その他の政令で定める事項を、当該認定事業会社（当該認定事業会社であつた法人を含む。以下この条において同じ。）に対し、その年の翌年一月十日までに報告することとされていること。

2 前条第二項の規定は前項本文の特定外国新株予約権の行使をする権利者について、同条第三項の規定は当該権利者に係る認定事業会社について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「株式会社に」とあるのは「次条第一項第六号に規定する認定事業会社（以下「認定事業会社」という。）に」と、「株式会社の」とあるのは「認定事業会社を設立した次条第一項に規定する特定外国株式会社の同項に規定する」と、同条第三項中「株式会社」とあるのは「認定事業会社」と読み替えるものとする。

3 次に掲げる事由が生じた場合には、第一項本文の規定の適用を受けた個人が有する当該適用を受けて取得をした株式として政令で定める株式（以下この条において「特定外国株式」という。）については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があつたものと、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合には、当該譲渡があつた直後に、その事由が生じた時における価額をもつて当該特定外国株式の数に相当する数の当該特定外国株式と同一銘柄の株式の取得をしたものとそれぞれみなして、第三十七条の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該特定外国新株予約権を付与された取締役等又は権利承継相続人に係る認定事業会社が解散をし

たこと。

二 当該特定外国新株予約権を付与した特定外国株式会社と取締役等又は権利承継相続人との間で締結した付与契約の変更により、第一項第六号に掲げる要件を満たさないこととなつたこと。

三 当該特定外国株式の贈与（法人に対するものと個人に対するものを除く。）又は相続（限定承認に係るものと個人に対するものを除く。）

若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものと個人に対するものを除く。）

四 当該特定外国株式の譲渡でその譲渡の時における価額より低い価額によりされるもの（所得税法第五十九条第一項第二号に規定する譲渡に該当するものを除く。）

4 付与契約により特定外国新株予約権を与えられた取締役等又は権利承継相続人に係る認定事業会社は、政令で定めるところにより、当該特定外国新株予約権の付与に関する調書（以下この条において「特定外国新株予約権の付与に関する調書」という。）を、その付与をした日（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第四条第一項又は第六条第一項の規定による認定があつた日において既に付与されている特定外国新株予約権にあつては、当該認定の日）の属する年の翌年一月三十日までに、税務署長に提出しなければならない。

5 前項の認定事業会社は、政令で定めるところにより、取締役等又は権利承継相続人に係る当該特定外国株式及び当該株式と同一銘柄の株式の取得又は譲渡その他の異動状況に関する調書（以下この条において「特定外国株式の異動状況に関する調書」という。）を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

6 第一項本文の規定の適用を受ける場合における株式の取得価額の計算の特例、特定外国株式及び当該特定外国株式と同一銘柄の他の株式を有する者がこれらの株式の譲渡をする場合における第三十七条の十の規定の適用に関する事項、同項本文の規定の適用を受ける場合における株式の譲渡に係る国内源泉所得の範囲及び非居住者に対する課税の方法の特例その他同項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定外国新株予約権の付与に関する調書若しくは特定外国株式の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定外国新株予約権の付与若しくは特定外国株式の取得若しくは譲渡その他の異動状況に関する帳

簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 第七項及び第八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定外国新株予約権の付与に関する調書又は特定外国株式の異動状況に関する調書を提出する義務がある

者に対し第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

12 第十項に定めるもののほか、第八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十条の二第一項中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改める。

第三十一条第三項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第三十一条の二第二項第十一号中「第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄のイ又はロ」を「第三十七条第一項の表の第一号の上欄のイからハまで」に、「又は地区」を「その他これらの区域に類する地区として政令で定める地区」に改める。

第三十一条の三第一項中「同条第五項第一号」を「同条第五項」に改める。

第三十三条第一項第四号を削り、同項第三号の六を同項第四号とする。

第三十三条の二第一項第一号中「第三号の六」を「第四号」に改める。

第三十三条の四第三項第一号中「農地法」の下に「（昭和二十七年法律第二百二十九号）」を加える。

第三十三条の六第一項中「及び第三十七条の九」を「第三十七条の九及び第三十七条の九の二」に改

め、同条第二項中「第十三条第一項、第十三条の二及び第十三条の三」を「第十三条から第十三条の三まで」に改める。

第三十四条の二第二項第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号中「第三号の六」を「第四号」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定する共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する土地の造成に関する事業で、都市計画その他の土地利用に関する国又は地方公共団体の計画に適合した計画に従つて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するものとして市町村長又は特別区の区長が指定したものの用に供するために買い取られる場合

第三十七条第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」に、「第十六号の」を「第九号の」に、「第十八号」を「第十号」に改め、同項の表の第一号中「第十六号」を「第九号」に、「第五号の」を「次号の」に改め、同号の下欄のイ中「又は林業」を「及び林業以外の事業」に、「あつては、」を